

議案第20号

丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例の一部を改正する条例の
制定について

丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように
定める。

令和7年2月21日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例の一部を改正する条例

丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例（平成25年丹波市条例第7号）の一部
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

丹波市生涯学習推進審議会設置条例

第1条中「の規定に基づき、」を「に規定する」に、「係る基本的な計画」を
「関する計画（以下「生涯学習基本計画」という。）」に改め、「策定」の次に
「し、及び本市における生涯学習に関する施策を総合的に推進」を加え、「丹波
市生涯学習基本計画審議会」を「丹波市生涯学習推進審議会」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

（1） 市長の諮問に応じ、生涯学習基本計画の策定に関する事項について調
査審議すること。

（2） 生涯学習の推進に関する重要な事項について調査審議すること。

第3条第1項中「16人」を「20人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1） 識見を有する者

（2） 学校教育及び社会教育の関係者

（3） 生涯学習団体の関係者

（4） 公募による市民

（5） その他市長が必要と認める者

第4条中「当該諮問に係る所掌事務の終了をもって終わるもの」を「2年」に
改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

第4条に次の1項を加える。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条の見出し中「委員長」を「会長」に、「副委員長」を「副会長」に改め、
同条第1項中「委員長」を「会長」に、「副委員長」を「副会長」に改め、同条

第2項中「委員長」を「会長」に、「副委員長」を「副会長」に改め、同条第3項中「委員長」を「会長」に改め、同条第4項中「副委員長」を「副会長」に、「委員長」を「会長」に改める。

第6条第1項中「委員長」を「会長」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条中「委員長」を「会長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例（以下「旧条例」という。）の規定により委嘱されている丹波市生涯学習基本計画審議会の委員である者は、この条例による改正後の丹波市生涯学習推進審議会設置条例（以下「新条例」という。）の規定により委嘱された丹波市生涯学習推進審議会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年9月30日までとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第1条に規定する丹波市生涯学習基本計画審議会にされた諮問その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「生涯学習基本計画審議会委員」を「生涯学習推進審議会委員」に改め、同表まなびの里づくり協議会委員の部を削る。

議案第20号

丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例の一部を改正する条例の
制定について

1 提案の趣旨

丹波市生涯学習基本計画審議会(以下「審議会」という。)は、丹波市自治基本条例(平成23年丹波市条例第52号)第21条第3項に規定する生涯学習に関する計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行っている。

このたび、本市における生涯学習に関する施策のより総合的かつ効率的な推進を図るため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 審議会の名称を、丹波市生涯学習推進審議会に変更する。
- (2) 審議会の所掌事務に、生涯学習の推進に関する重要な事項について調査審議することを追加する。
- (3) 審議会の委員の定数を、16人から20人に増員する。
- (4) その他所要の改正

3 施行日

令和7年4月1日

4 附則により改正する条例

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年丹波市条例第41号)

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例（平成25年丹波市条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例 平成25年3月8日 条例第7号 <u>丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例</u> (設置) 第1条 丹波市自治基本条例（平成23年丹波市条例第52号）第21条第3項の規定に基づき、生涯学習に係る基本的な計画 _____を策定 _____するため、<u>丹波市生涯学習基本計画審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。 <u>(所掌事務)</u> 第2条 <u>審議会は、丹波市生涯学習基本計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、市長の諮問に答申するものとする。</u> (組織) 第3条 審議会は、委員<u>16人</u>以内をもって組織する。 2 <u>委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</u> (1) <u>識見を有する者 2名以内</u> (2) <u>社会教育委員の代表 1名</u> (3) <u>校長の代表 1名</u> (4) <u>スポーツ推進審議会委員 1名</u> (5) <u>生涯学習関係団体の代表 6名以内</u> (6) <u>公募による市民 5名以内</u> (任期) 第4条 委員の任期は、<u>当該諮問に係る所掌事務の終了をもって終わるものとする。</u> _____ (委員長及び副委員長) 第5条 審議会に<u>委員長及び副委員長</u>を置く。 2 <u>委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。</u> 3 <u>委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。</u> 4 <u>副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> (会議) 第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）	○丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例 平成25年3月8日 条例第7号 <u>丹波市生涯学習推進審議会設置条例</u> (設置) 第1条 丹波市自治基本条例（平成23年丹波市条例第52号）第21条第3項に規定する_____生涯学習に関する計画（以下「生涯学習基本計画」という。）を策定し、及び本市における生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、<u>丹波市生涯学習推進審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。 <u>(所掌事務)</u> 第2条 <u>審議会の所掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>市長の諮問に応じ、生涯学習基本計画の策定に関する事項について調査審議すること。</u> (2) <u>生涯学習の推進に関する重要な事項について調査審議すること。</u> (組織) 第3条 審議会は、委員<u>20人</u>以内をもって組織する。 2 <u>委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</u> (1) <u>識見を有する者</u> (2) <u>学校教育及び社会教育の関係者</u> (3) <u>生涯学習団体の関係者</u> (4) <u>公募による市民</u> (5) <u>その他市長が必要と認める者</u> (任期) 第4条 委員の任期は、<u>2年</u> _____とする。<u>ただし、再任を妨げない。</u> 2 <u>委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (会長及び副会長) 第5条 審議会に<u>会長及び副会長</u>を置く。 2 <u>会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。</u> 3 <u>会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</u> 4 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> (会議) 第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）

は、<u>委員長</u>が招集し、会議の議長となる。 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。 <u>3</u> 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。 (その他) 第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、<u>委員長</u>が会議に諮り、これを定める。	は、<u>会長</u>が招集し、会議の議長となる。 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。 <u>3</u> 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 <u>4</u> 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。 (その他) 第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、<u>会長</u>が会議に諮り、これを定める。
--	--